（案）

収入
印紙

委　託　契　約　書

１　業 務 委 託 名　令和７年度施設管理業務

２　業務委託場所　千葉県山武市松尾町金尾 1149-1

３　業務委託期間　契約締結日の翌日から令和８年３月２０日

４　業 務 委 託 料　金　　　　　　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　円）

５　契 約 保 証 金　山武郡市環境衛生組合財務規則第 114 条の規定による

上記について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により委託契約を締結する。

その証として、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

令和７年　月　日

千葉県山武市松尾町金尾 1149-1
発注者　山武郡市環境衛生組合
管理者　松 下　浩 明

受注者

契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様及び図面等（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する業務委託期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

３　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

４　この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第３条　受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一般的損害等）

第４条　この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

（業務責任）

第５条　受注者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有するものを業務責任者として選任しなければならない。

２　業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

（履行報告）
第６条　発注者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。
（検査）
第７条　受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については当月分の完了届をまとめて月１回提出することを指示することができる。
３　前項の場合において、受注者は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示して検査を受けなければならない。
４　受注者は、あらかじめ指定された日時において、第１項の検査に立ち会わなければならない。
５　受注者は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について意義を申し立てることができない。
６　受注者は、第１項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。
（再履行）
第８条　発注者は、受注者が全条第１項の検査に合格しないときは、期間を指定して再履行を命ずることができる。
２　受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。
３　前条第４項から第６項までの規定は、前項の検査に準用する。
第９条　受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は賠償の責任を負わないものとする。
（指定期日の延長等）
第１０条　受注者は、仕様書等により、指定された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。
２　前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は指定期日の延期を認めることがある。
（遅延違約金）
第１１条　受注者の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する

見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して指定期日を延長することができる。

２　前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

３　第８条第１項に規定による再履行が、同項で指定した期限を越えるときは、受注者は、前項の規定により、違約金を納付するものとする。

４　前２項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更等）

第１２条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

２　前項の規定により業務委託料を変更するときは、発注者と受注者が協議して定める。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第１３条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不適当と認められるに到ったときは、その事情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議した上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

第１４条　削除

（契約代金の支払）

第１５条　受注者は、第７条または第８条の規定による検査に合格したときは、発注者が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月１回翌月初日以降に発注者に対して請求することができる。

２　受注者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金を合算して請求するものとする。

３　発注者は、受注者から第１項による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に、代金を支払わなければならない。

４　受注者は、前項の期間内に発注者から代金が支払われないときは、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第１６条　発注者は、次の事項の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）受注者が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにないと発注者が認めるとき。

（２）受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為を

したとき。
（３）受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
（４）受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
（５）前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
（６）第 18 条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
２　前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
３　受注者は、契約保証金の納付がなき、第 1 項の規定により契約が解除されたときは、業務委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、業務委託料から該当履行完了部分に対する業務委託料相当額を控除した額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金とする。
（談合その他不正行為による解除）
第１６条の２　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
（１）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 48 条第 4 項、第 53 条の 3 又は第 54 条の規定による審決（同法第 54 条第 3 項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法代 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）。
（２）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 48 条の 2 第 6 項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
（３）受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
（４）受注者（受注者が法人の場合にあたっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
２　前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。
（協議解除）
第１７条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（受注者の解除権）

第１８条　受注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。
（1）第12条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は業務委託期間の3分の2以上に及ぶとき。
（2）第12条の規定により、発注者が契約内容を変更する場合において、当初の業務委託料の2分の１以下に減少することとなるとき。
２　前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。
（契約解除に伴う措置）
第１９条　契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。
２　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
３　受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を現状に復して発注者に明け渡さなければならない。
４　前項の場合において、発注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
５　第２項及び第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第１６条又は１６条の２の規定によるときは発注者が定め、第１７条又は前条の規定によるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
（賠償の予定）
第２０条　受注者は、第１６条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の１に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に揚げる場合は、この限りではない。
（1）第１６条の２第１項１号から第３号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公平な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示15号）第６項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合。
（2）第１６条の２第１項第４号のうち、受注者が刑法代１９８条の規定による刑が確定した場合。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第２１条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権を相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（個人情報の保護）

第２２条　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第２３条　発注者は、受注者又は受注者の下請者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、契約を解除することができる。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき。

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）反社会的勢力を利用していると認められるとき

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

（５）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（６）自らまたは第三者を利用して、発注者または発注者の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

（７）反社会的勢力の一員であると知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。

（８）下請け契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第７号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（９）受注者が、第１号から第７号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第８号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　発注者は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、受注者に損害が生じても発注者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は発注者、受注者が協議して定める。

第２４条　受注者は、受注者又は受注者の下請負者（下請負が次数にわたるときは、その全てを含む。）が反社会的勢力もよる不当要求または工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒

否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに発注者にこれを報告し、発注者の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

２　受注者が不当な理由なく前項に違反した場合、発注者は何らの催告を要さずに、個別契約を解除することができる。

第２５条　受注者又は受注者の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（秘密の保持）

第２６条　受注者は、この契約により知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了したとき（第２３条から第２４条までの規定により、発注者又は受注者がこの契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。

（疑義の決定等）

第２７条　この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めない事項については、発注者受注者協議の上定めるものとする。